

小山市一般会計及び特別会計歳入歳出
決算並びに基金運用状況審査意見書

平成26年4月1日 から

平成27年3月31日まで

小監第 52 号
平成 27 年 8 月 20 日

小山市長 大久保 寿夫 様

小山市監査委員 高 田 純 子

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 荒 川 美代子

平成 26 年度小山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに
基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 3 日付け小財第 51 号により審査に付された平成 26 年度小山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに同法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付された基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	各会計歳入歳出決算の概要	2
1	各会計の総括	2
	(1) 決算規模	2
	(2) 財政状況	3
2	一般会計	4
	(1) 総 説	4
	(2) 歳 入	6
	(3) 歳 出	17
3	特別会計	26
	(1) 国民健康保険（事業勘定）	26
	(2) 介護保険	27
	(3) 後期高齢者医療	28
	(4) 病院事業債管理事業	29
	(5) 墓園やすらぎの森事業	29
	(6) 与良川水系湛水防除事業	30
	(7) 農業集落排水処理事業	31
	(8) 小山第四工業団地造成事業	32
	(9) 公共用地先行取得事業	32
	(10) 公共下水道事業	33
4	財 産	35
	(1) 公有財産	35
	(2) 物 品	35
	(3) 債 権	35
	(4) 基 金	36
	各基金運用状況の概要	38
1	小山市土地開発基金	38
2	小山市国民健康保険高額療養資金貸付基金	39
	資 料	

平成２６年度小山市一般会計及び特別会計
歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

第１ 審査の対象

- １ 小山市一般会計歳入歳出決算
- ２ 小山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算
- ３ 小山市介護保険特別会計歳入歳出決算
- ４ 小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- ５ 小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算
- ６ 小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算
- ７ 小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算
- ８ 小山市農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- ９ 小山市小山第四工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- １０ 小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算
- １１ 小山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- １２ 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- １３ 基金の運用状況を示す書類

第２ 審査の期間

平成２７年７月３日から平成２７年８月２０日まで

第３ 審査の方法

市長から審査に付された歳入歳出決算書及び付属書類、基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合点検を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、計数の正否性、予算の執行状況及び運用状況の適否等について審査した。なお、定例監査及び例月出納検査の結果を参考とした。

第４ 審査の結果

- １ 市長から審査に付された平成２６年度各会計歳入歳出決算書、平成２６年度各会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。
- ２ 財産に関する調書については、公有財産、物品、債権及び基金について財産台帳等を審査した結果、計数はいずれも正確であると認められた。
- ３ 予算の執行状況及び事務処理は、概ね適正かつ効果的に執行されたものと認められた。

(注) なお、意見書中、小数点第１位、千円を単位として表した数字は原則として四捨五入としたが、端数を整理するため調整した数字もある。

各会計歳入歳出決算の概要

1 各会計の総括

(1) 決算規模

一般会計及び 10 特別会計の総計決算額は、予算現額 99,392,066 千円（前年比 0.0%増）に対し、

歳入 96,945,659 千円 （前年比 0.4%増）

歳出 92,577,887 千円 （前年比 0.1%減）

となり、決算額の前年比で歳入 358,594 千円の増加、歳出 54,561 千円の減少となっており、歳入歳出の差引では、4,367,772 千円の残額が生じた。

これを一般会計と特別会計に分類してみると、一般会計では予算現額 63,724,581 千円（前年比 2.3%減）に対し、

歳入 61,230,618 千円 （前年比 1.8%減）

歳出 58,192,797 千円 （前年比 2.9%減）

となり、決算額の前年比で歳入 1,109,253 千円の減少、歳出 1,738,186 千円の減少となっている。

特別会計では、予算現額 35,667,485 千円（前年比 4.5%増）に対し、

歳入 35,715,041 千円 （前年比 4.3%増）

歳出 34,385,090 千円 （前年比 5.1%増）

となり、決算額の前年比で歳入 1,467,847 千円の増加、歳出 1,683,625 千円の増加となっている。

次に、一般会計と特別会計相互の繰入、繰出しによる重複額 4,569,730 千円を控除した純計決算額は、

純計歳入額 92,375,934 千円 （前年比 0.3%増）

純計歳出額 88,008,159 千円 （前年比 0.1%減）

である。（資料 1 参照）

決算総額の推移は、次表のとおりである。

（単位 千円・％）

区 分		平成 26 年 度		平成 25 年 度		平成 24 年 度	
		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
一 般 会 計	予算現額	63,724,581	97.7	65,201,811	104.2	62,561,675	101.7
	歳 入	61,230,618	98.2	62,339,871	107.2	58,157,340	99.7
	歳 出	58,192,797	97.1	59,930,983	105.4	56,860,321	101.0
特 別 会 計	予算現額	35,667,485	104.5	34,144,926	105.3	32,415,164	103.4
	歳 入	35,715,041	104.3	34,247,194	105.5	32,447,183	105.6
	歳 出	34,385,090	105.1	32,701,465	104.0	31,444,011	104.5
合 計	予算現額	99,392,066	100.0	99,346,737	104.6	94,976,839	102.3
	歳 入	96,945,659	100.4	96,587,065	106.6	90,604,523	101.7
	歳 出	92,577,887	99.9	92,632,448	104.9	88,304,332	102.2

(2) 財政状況

地方公共団体の財政状況を比較するには、個々の各会計の範囲が異なっている等の為に、地方財政統計上統一された普通会計が用いられている。

本市の場合は、一般会計に墓園やすらぎの森事業特別会計、与良川水系湛水防除事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計を加え、会計間の重複額等を調整したものである。

当年度の普通会計決算額は、歳入 59,493,443 千円、歳出 56,339,364 千円で、歳入歳出差引額は、3,154,079 千円である。

普通会計における

① 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられており、地方交付税の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 カ年の平均値をいう。この数値は「1」に近く「1」を超えるほど財源に余裕があり、財政力が強く、単年度で「1」を超える団体は、普通交付税の不交付団体である。

当年度の指数は 0.949 であり、平成 25 年度 0.942、平成 24 年度 0.937 の 3 カ年の平均値は 0.943 である。

② 実質収支比率

地方公共団体の決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので財政運営の健全性を評価するために用いられる。一般的には概ね標準財政規模の 5%程度を維持することが望ましいとされている。

当年度の比率は 7.5%で、前年度から 1.0 ポイント上昇している。

③ 経常収支比率

税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の何%が、人件費や公債費をはじめとする経常的に支出される経費に充てられているかをみるための指標で、この比率が高ければ高いほど経常一般財源に余裕がないこと、即ち投資的事業を始め、住民の新しいニーズに応じていくだけの余力が無くなっていることを意味する。市にあっては 80%を超える場合には、弾力性が失われつつあるものと判断される。

当年度の比率は 82.3%で、前年度から 1.0 ポイント改善している。

④ 実質公債費比率

財政健全化法にかかる健全化指標の一つであり、普通会計の公債費に加え、公債費に準ずるものとして、公営企業への繰出金や一部事務組合への負担金のうち、公債費充当分も含めて算出する。特別会計・企業会計等の連結ベースで算出する実質的な公債費比率で、この比率が 18%以上の場合、起債発行に許可を要する団体となり、25%を超えると財政健全化法の早期健全化団体（地方債発行にも制限）、35%を超えると財政再建団体となる。

当年度の比率は 4.6%で、前年度より 0.6 ポイント改善している。

⑤ 将来負担比率

財政健全化法にかかる健全化指標の一つであり、地方公共団体の一般会計の負債

(地方債等)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標である。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公債費比率が増大すること等により、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる。

この将来負担比率を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となるものであり、350%を超えると財政健全化法の財政再建団体となる。

当年度の比率は 66.0%で、前年度より 5.1 ポイント上昇している。

なお、財政状況の推移は、次表のとおりである。

区 分	平成 2 6 年度	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度
財 政 力 指 数	0.943	0.935	0.929
実 質 収 支 比 率	7.5%	6.5%	3.9%
経 常 収 支 比 率	82.3%	83.3%	83.3%
実 質 公 債 費 比 率	4.6%	5.2%	5.9%
将 来 負 担 比 率	66.0%	60.9%	63.0%

※ 財政力指数の数値は過去 3 カ年の平均値

2 一般会計

(1) 総 説

歳入歳出決算額は、歳入 61,230,618 千円(前年比 1.8%減、予算現額に対する割合 96.1%)、歳出 58,192,797 千円(前年比 2.9%減、予算現額に対する割合 91.3%)であり、前年度と比較して歳入で 1,109,253 千円の減少、歳出で 1,738,186 千円の減少となっている。歳入歳出における差引残高は 3,037,821 千円であるが、これから翌年度へ繰越すべき財源である継続費逓次繰越額 268,686 千円及び繰越明許費繰越額 559,026 千円を差引いた本年度の実質収支額は 2,210,109 千円である。本年度の実質収支額から前年度の実質収支額 1,943,945 千円を差引いた単年度収支は 266,164 千円の黒字である。単年度収支に積立金 357,058 千円を加えた実質単年度収支は 623,222 千円の黒字である。

次に歳入歳出の割合をみると、歳入の財源内訳は、市税等の自主財源の割合が 63.0%(前年度 63.1%)、国庫支出金、県支出金、市債等の依存財源の割合が 37.0%(前年度 36.9%)となっている。(資料 6 参照)

歳出の性質別割合では、義務的経費が 45.4%(前年度 42.9%)、投資的経費が 14.9%(前年度 12.5%)、その他が 39.7%(前年度 44.6%)となっている。(資料 7 参照)

予算の補正状況については、全般的には妥当なものと認められた。

(単位 千円)

区 分		平成 2 6 年度	平成 2 5 年度	平成 2 4 年度
ア	歳 入 総 額	61,230,618	62,339,871	58,157,340
イ	歳 出 総 額	58,192,797	59,930,983	56,860,321
ウ	形 式 収 支	3,037,821	2,408,888	1,297,019
エ 翌年 度へ繰り 越すべき 財源	継続費通次繰越額	268,686	29,320	154,769
	繰越明許費繰越額	559,026	435,623	34,102
	事故繰越し繰越額	0	0	0
	計	827,712	464,943	188,871
オ	実 質 収 支 (ウ - エ)	2,210,109	1,943,945	1,108,148
カ	単 年 度 収 支	266,164	835,797	△570,282
キ	積 立 金	357,058	486,458	107,735
ク	繰 上 償 還 金	0	0	0
ケ	積 立 金 取 崩 額	0	1,709,400	0
コ	実 質 単 年 度 収 支	623,222	△387,145	△462,547

注 1 単年度収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いたものである。

注 2 積立金、積立金取崩額は、財政調整基金に係るものである。

注 3 実質単年度収支＝カ＋キ＋ク－ケ